



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人白馬こもれび
- 3 代表者の氏名
杉山 憲治
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村大字北城828番地の220
- 5 定款に記載された目的
この法人は、介護を必要とする人に対して、厚生労働省令に定められた介護に関する事業を行い、心身の状況に応じた適切な対応を行い福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ほけっと
- 3 代表者の氏名
大野 征子
- 4 主たる事務所の所在地
上田市中央3丁目8番4号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者や高齢者があたりまえに地域で暮らしていくことを支援する為に、日中活動の場及び働く場としての共同作業所の運営事業、ならびに生活支援を必要としている人にレスパイトサービス事業を行い、以て地域社会福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県・市町村共同電子申請・届出サービス提供事業業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県企画局情報政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成19年3月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 富士通株式会社長野支社
(2) 所在地 長野市岡田町215-1 日本生命長野ビル
- 5 落札金額
330,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成19年1月25日

情報政策課

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、次の者を表彰しました。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

スポーツ栄誉賞
平成19年3月19日表彰
長野県飯山南高等学校スキー部

人事課

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項の規定により長野県廃棄物処理計画を定めましたので、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 名称
長野県廃棄物処理計画（第2期）
- 2 計画の趣旨
現在の廃棄物に由来する様々な問題を解決する方策として、廃棄物の発生抑制から始め、廃棄物の資源化促進、最後にどうしても出る廃棄物の適正処理など、それぞれの段階における基本的方針を示すものとし、そのための、住民、事業者、市町村及び県の主体別取組を掲げ、持続可能な循環型社会の形成を目指すものです。

3 その他

長野県生活環境部廃棄物対策課及び各地方事務所環境課に備え置きます。

4 問い合わせ先

長野県生活環境部廃棄物対策課 廃棄物政策係
(電話) 026-235-7187

廃棄物対策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

千曲ショッピングタウン
千曲市大字桜堂235-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社千曲社
千曲市大字桜堂235
山崎嘉政
千曲市大字桜堂396

3 変更しようとする事項

店舗面積の合計

(変更前) 2,883平方メートル

(変更後) 5,659平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

番号	変更前	変更後
1	127台	264台
2	—	85台
合計	127台	349台

位置は届出書に添付された図面のとおり

駐輪場の位置及び収容台数

番号	変更前	変更後
1	33台	89台
2	—	12台
合計	33台	101台

位置は届出書に添付された図面のとおり

荷さばき施設の位置及び面積

番号	変更前	変更後
1	48平方メートル	159平方メートル
2	—	13平方メートル
合計	48平方メートル	172平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

番号	変更前	変更後
1	28立方メートル	64立方メートル
2	—	12立方メートル
合計	28立方メートル	76立方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
本久ケーヨー株式会社	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
本久ケーヨー株式会社	午前9時30分	午後8時
株式会社南信シューズ	午前10時	午後8時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前9時～午後8時30分	午前9時～午後8時30分
2	—	午前9時～午後8時30分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4	4
出口	4	4
合計	8	8

位置は届出書に添付された図面のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	変更前	変更後
1	午前6時～午後8時	午前6時～午後8時
2	—	午前6時～午後8時

4 変更する年月日

平成19年11月13日

5 届出年月日

平成19年3月12日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所産業労働課
- 7 縦覧の期間
平成19年3月29日から平成19年7月29日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日

付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所産業労働課

産業政策課

公告

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第60条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のとおり許可しました。

平成19年3月29日

			長野県知事	村井仁
地方卸売市場の名称	所在地	開設者	許可年月日	
山一上田地方卸売市場	上田市秋和531-2	山一中央食品株式会社	平成19年3月22日	

農業政策課

公告

地方卸売市場等に関する条例(昭和46年長野県条例第55号)第13条の規定により、地方卸売市場における卸売の業務の廃止について次のとおり届出がありました。

平成19年3月29日

			長野県知事	村井仁
卸売業者の名称	卸売業務を廃止する市場の名称	所在地	廃止年月日	
山一中央食品株式会社	山一上田地方卸売市場	上田市秋和531-2	平成19年4月30日	

農業政策課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成19年3月29日

長野県知事 村井仁

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
下高井郡山ノ内町	地籍簿及び地籍図	平成17年度から平成18年度まで	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬、大字平穂の各一部	平成19年3月29日

農地整備課

公告

県営木曾中部地区小島換地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称
県営中山間総合整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成15年6月3日
- 3 工事の完了年月日
平成16年1月23日

農地整備課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第10次鳥獣保護事業計画を策定しましたので、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 名称
第10次鳥獣保護事業計画
- 2 計画期間
平成19年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 計画の対象区域
長野県全域
- 4 計画書の閲覧場所
長野県林務部森林整備課及び各地方事務所林務課
- 5 問い合わせ先
長野県林務部森林整備課 鳥獣保護係
(電話) 026 (235) 7273

森林整備課

公告

特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を変更しましたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 変更の内容
計画期間の延長（平成21年3月31日まで）
- 2 計画書の閲覧場所
長野県林務部森林整備課及び各地方事務所林務課
- 3 問い合わせ先
長野県林務部森林整備課 鳥獣保護係
(電話) 026 (235) 7273

森林整備課

公告

特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）を変更しましたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 変更の内容
計画期間の延長（平成22年3月31日まで）
- 2 計画書の閲覧場所
長野県林務部森林整備課及び各地方事務所林務課
- 3 問い合わせ先
長野県林務部森林整備課 鳥獣保護係
(電話) 026 (235) 7273

森林整備課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、第2期特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）を定めましたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成19年3月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 名称
第2期特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）
- 2 計画期間
平成19年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 計画の目的
科学的かつ計画的な保護管理により、ツキノワグマと人との緊張感ある共存関係を再構築し、「ツキノワグマの地域個体群の長期にわたる安定的維持」並びに「人身被害の回避及び農林業被害の軽減」を図る。
- 4 計画の対象地域
長野県全域
- 5 計画書の閲覧場所
長野県林務部森林整備課及び各地方事務所林務課
- 6 問い合わせ先
長野県林務部森林整備課 鳥獣保護係
(電話) 026 (235) 7273

森林整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年3月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
小諸都市計画緑地 1号 大手門公園
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び小諸市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成19年 3月29日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
坂城都市計画道路事業 3・4・1号坂都1号線
3・4・2号坂都2号線
- 3 事務所の所在地
千曲建設事務所（千曲市大字屋代1881）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
埴科郡坂城町大字坂城字前田及び字田町地内
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年 3月29日

長野県上小地方事務所長 田 中 利 明

- 1 許可番号 平成18年10月2日
長野県上小地方事務所指令18上小地政第7-6号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上田市古里字大畑2001-1、2001-7、2004-1、2005-4、2006-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上田市大手1-11-16
上田市土地開発公社 理事長 石 黒 豊

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年 3月29日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

- 1 許可番号 平成18年11月13日
長野県指令18建第5-8号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字宗賀字床尾1298-92、1298-529
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市宗賀1310-3
社会福祉法人平成会 理事長 小 松 弘

建築管理課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成19年 3月29日

長野県公安委員会

- 1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
施設警備業務 (1級)	平成19年 7月1日 (日)	午前8時30分 から 午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔 梗ヶ原73番地116 中南信運転免許 センター

- 2 検定の方法
学科試験及び実技試験
- 3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
施設警備業務 (1級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に 関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故 が発生した場合における応急の措 置に関すること。
	実技試験	警備業務対象施設における保安に 関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故 が発生した場合における応急の措 置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

- 4 受検資格
長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能

力を有すると認める者

5 受検定員

種 別	定 員
施設警備業務（1級）	30人

(注) 上記定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受理番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 受付期間

平成19年5月28日（月）から5月29日（火）まで（受付時間は午前9時から午後5時まで）とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受理番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成19年6月8日（金）までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所属証明書）

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書）。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、前記書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する書面及び履歴書

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面（1級検定受検資格認定書）

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万6,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3033）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年3月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月1日（火）	午前10時から 午後4時まで	長野会場	長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁	60名
5月29日（火）	午前10時から 午後4時まで	塩尻会場	塩尻市大門七番町4番3号 塩尻総合文化センター	60名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。（所要時間60分）
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であら

でも申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年3月29日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

生活安全企画課

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月10日 (木)	午後1時から 午後4時まで	飯山会場	飯山市大字飯山1436番地1 飯山市公民館	60名
5月15日 (火)	午後1時から 午後4時まで	伊那会場	伊那市伊那部3050番地 伊那市役所	60名
5月22日 (火)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	50名
5月25日 (金)	午後1時から 午後4時まで	松本会場	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

- (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。